

香川県広域水道企業団条例第27号

香川県広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団公告式条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(規則の公布等) 第3条 略</p> <p><u>(企業団の機関の定める規則の公布等)</u> <u>第4条 前条の規定は、企業団の機関の定める規則その他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「企業長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(規則等の施行期日) <u>第5条 規則若しくは企業長の定める規程又は企業団の機関の定める規則その他の規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u></p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p>(規則の公布等) 第3条 略</p> <p>(規則等の施行期日) <u>第4条 規則若しくは企業長の定める規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u></p> <p><u>第5条 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。